

記帳確認のご案内

～記帳診断期間中～

青色申告会では9月～12月までを記帳診断期間と定め、記帳などのご相談をお受けしています。今年度まだ記帳確認を受けていない方や下記に該当する方は、お気軽にご相談下さい。

◇ 新たに青色申告特別控除 65 万円選択希望の方、パソコン会計を希望の方

不動産貸付業の方で、上記を希望される方はおおむね独立家屋 5 棟以上、又は共同住宅 10 室以上が必要です。(他に事業所得がある場合は、上記の貸付規模は問いません)

65 万円控除を受けるには、正規の簿記の原則に従った方法(複式簿記)で記帳が必要になります。

複式帳簿 → 65 万円控除

簡易帳簿 → 10 万円控除

複式簿記には、パソコンの会計ソフトを利用する方法と手書きがあります。会計ソフト(Win)の斡旋や手書きの振替伝票・元帳・試算表もご用意しています。

◇ 消費税の課税事業者で、記帳相談がまだの方

〈簡易課税〉売上について2種類以上の事業を営む場合、区分が必要です。区分が無い場合は、2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率の控除が適用され、税負担が多くなります。(届出が必要)

〈本則課税〉取引を行った年月日、内容、金額、相手方の氏名又は名称などの必要事項を記載し、課税・非課税の区分をする必要があります。

- ◆ 今年度は消費税率の改定があり、改定前と後での区分記帳が必要となりますので必ず年内中に記帳相談をお受け下さい。

◇ 今年度、新たに減価償却資産(建物・車両・備品など)を購入された方

会報でご案内いたしました指導会場又は事務局へお気軽にご相談下さい。

事務局では土、日、祝日を除く平日、9時から17時(12時～13時昼休み)の時間にてご相談を受け付けております。(毎月第二土曜日は予約制で開局しております。)